

起業段階の外国人材と彼らのチームメンバーが 就労許可の取得支援に関する通知

各関係機関：

中共上海市委員会、上海市人民政府の「新時代上海におけるタレントリーダーシップ発展戦略の実施に関する若干の意見」の真髓をやり通す、着実になるため、外国人材管理サービス制度改革をさらなる深化し、本市のグローバル影響力を持つ科学技術革新センターの構築を加速し、世界一流のビジネス環境を作成し、外国人材が上海でイノベーション・起業の魅力を感じる。上海市外国専門家局はイノベーション創出起業の外国人材と彼らのチームメンバーがスタートアップ園区またはインキュベーターをベースにし、外国人の在中就労許可の取得支援を試行する。試行の関の関連事項を次のように明記する。

一、スタートアップ園区またはインキュベーター規制による設立され、区地域以上の地元所轄官庁に管理し、推薦するスタートアップ園区またはインキュベーターのこと。

スタートアップ園区は本市の各級所轄官庁が認定し、起業チームまたは起業者とのスタートアップ園区創出契

約書あるいはオフィスレンタル契約書を締結したスタートアップ園区だ。スタートアップ園区には創出、科学技術、工業、産業などの種類も含まれる。

インキュベーターは所轄官庁及び税務管轄地が各区地域にあるイノベーション型、起業チームまたは起業家との契約書あるいはオフィスレンタル契約書を締結したべきインキュベーターだ。インキュベーターには、国レベル登録したメーカースペース、海外専門家向けのオフショアイノベーションスタートアップ起業拠点ベース協力スペース、国レベルの科学技術企業のインキュベーター、海外留学生のパイオニアパーク契約のインキュベーター、国際的なリソースを備えた革新的なインキュベーター、機能型プラットフォームなども含まれる。

二、外国起業人材と彼らのチーム

申請者は次の条件に合致すること。

1、スタートアップ園区またはインキュベーターに進出し、起業期間における企業を設立していない外国人起業家と彼らのチームメンバー（原則として5名以下）であること。

2、18歳及び以上、健康且つ犯罪記録なし、創出に必要なスキルまたは相応の専門知識を持つこと。

3、創出する仕事は、中国の経済とも社会の発展のニー

ズを満たす。中国で人材不足の業種の専門家人材であること。

4、規制による外国人の在中就労について別途規定がある場合、それに遵守する。

三、申請の方法

1、申請対象：スタートアップ園区あるいはインキュベーターは、外国起業家人材と彼らのチームの就労許可の申請主体として、推薦した起業段階の外国人材と彼らのチームに対して主な責任を負う。外国人材と彼らのチームが創業成功した場合、スタートアップ園区あるいはインキュベーターから、外国人材と彼らのチームに新規会社を始める、その新規会社の名義で改めて就労許可を申請するようにリマインドすること。

2、申請のプロセス：スタートアップ園区あるいはインキュベーターが「外国人訪中就労許可サービスガイドライン（暫定施行）の印刷発行に関する通知」の関連条項に基づき、「外国人就労許可通知」及び「外国人就労許可証」の手続きを行うこと。申請者が有効期間内のビザを持つ中国入国、もし起業の条件を満たした場合、申請者の身代わりにして、スタートアップ園区またはインキュベーターが直接「外国人就労許可証」を申請することもできる。申請者が「外国人就労許可証」をもらった後、

スタートアップ園区あるいはインキュベーターから外国人就労居留証の手続きを行う。

3、許可証の有効期間：外国起業家人材と彼らのチームメンバーの「外国人就労許可証」の有効期間は最高 6 ヶ月、そして締結した契約書あるいはオフィスレンタル契約書の有効期間と申請者のパスポート（渡航文書）の有効期間、両方も超えてはならない。許可証の期限切れまえに、スタートアップ園区あるいはインキュベーターがその外国人の創出起業評価を行い、結果による、期間延長それとも抹消の要請を提出する。

四、業務要求

この業務は探索的なパイロットプロジェクトであり、整然として発展させるのを確保するため、先に浦東新区試点し、試点する日から起算して三箇月を経過した日から、状況に応じる行うことにより上海全市に推進措置予定。地域内のイノベーション・起業の外国人材と彼らのチームにより良いサービスを提供するよう、各区は重視し、ヒューマンリソース十分で力入れるようにやり通す、着実になる、地元の条件を満たすスタートアップ園区またはインキュベーター推薦リストを報告する。

上記の事項は、通知公布の日から実施する。

上海市科学技術委員会
上海市外国専門家局

西曆 2020 年 9 月 1 日